公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 10 月 14 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）保健医療施設の気候変動、災害等への対応強化に関する情報収集・確認調査（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり

3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり

4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり

6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり

7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書
【一般競争入札(総合評価落札方式 -ランプサム型)】

業務名称: 全世界(広域)保健医療施設の気候変動、災害等への対応強化に関する情報収集・確認調査(国内業務)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

調達管理番号:26a00830

【内容構成】
第1章 入札の手続き
第2章 特記仕様書
第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICA という)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 10 月 14 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章　入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1)業務名称:全世界(広域)保健医療施設の気候変動、災害等への対応強化に関する情報収集・確認調査(国内業務)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

(2)業務内容:「第2章　特記仕様書」のとおり

(3)適用される契約約款:

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。(全費目課税)[1]

(4)契約履行期間(予定):2026 年 11 月下旬から 2027 年 2 月下旬

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5)ランプサム(一括確定額請負)型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム(一括確定額請負)型にて行います。

(6)部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

2. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先:outm1@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

人間開発部保健第一グループグローバルヘルス・保健第一チーム

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 20 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 10 月 21 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 26 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 10 月 30 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 11 月 12 日 10 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで（申込先：https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM）※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

1）消極的資格制限

2）積極的資格要件

3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競

争参加資格要件のうち、1)全省庁統一資格、及び2)日本登記法人は求めません(契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料:

・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1)質問提出期限

1)提出期限:上記2. (3)日程参照

2)提出先 :https://forms.cloud.microsoft/r/k5wYmSLDCw

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2)質問への回答

1)上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

2)回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3)説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前まで

に JICA ホームページ上に行います。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）
変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

（1）提出期限：上記2.（3）日程参照

（2）提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

（3）提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
（ https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）
ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3）別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。

ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

2）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

（1） 入札価格の評価は、「第2章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

（2） 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（3） 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（4） 入札保証金は免除します。

（5） 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1）競争に参加する資格を有しない者のした入札

2）入札書の提出期限後に到着した入札

3）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4）明らかに連合によると認められる入札

5）同一競争参加者による複数の入札

6）条件が付されている入札

7）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金

額が計上された入札

8）その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

（1）日時：上記2.（3）日程参照

（2）入札会の手順

1）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。**

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

（2）技術評価の方法

「第3章　技術提案書作成要領」の別紙3「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（3）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点
② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点
それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（4）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

（5）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者としま

す。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1)技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

2)入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3)当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

11. 契約書作成及び締結

(1)落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

(2)速やかに契約書を作成し締結します。

(3)契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

12. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条　調査の背景・経緯

近年、気候変動の進行に伴う熱波、洪水、台風・サイクロン等の自然災害の激甚化・頻発化や、新興・再興感染症の発生リスクの増大により、医療施設には気候変動への適応や危機時における保健医療サービス継続に必要な強靭性が求められている。また、保健セクターは世界の温室効果ガスの 5%を排出しているとされており[3]、低中所得国でも一部の国では温室効果ガス排出削減等の気候変動緩和策も進められている。一方、多くの低中所得国では財政・維持管理能力に制約があることから、限られた資源の中でこれら対応を備えた保健医療施設の整備・運営は必ずしも容易ではない。

こうした中、国際的には、世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」）が気候レジリエントかつ低炭素な保健システムの構築を提唱し、気候変動と健康のための変革的行動アライアンス（Alliance for Transformative Action on Climate and Health。以下、「ATACH」）気候変動と健康のための変革的行動アライアンス（Alliance for Transformative Action on Climate and Health。以下、「ATACH」）を通じて各国の取組を支援している。さらに、PAHO の Smart Hospitals Initiative（2012 年）では、災害レジリエンスと環境配慮を統合した医療施設モデルが推進されているほか、世界銀行・GFDRR は 2025 年に「Resilient, Green and Inclusive Health Facilities」を公表し、施設の計画・設計・運営を通じて強靭性と持続可能性を高める考え方を提示している。

一方、COVID-19 パンデミックは、医療施設の感染症対応能力、酸素供給体制、感染予防管理（IPC）、サプライチェーン管理、事業継続計画（BCP）の重要性を改めて浮き彫りにした。また、災害発生時と感染症流行時の複合災害（Multi-Hazard）のリスクも顕在化しており、気候変動、災害、感染症への統合的対応の必要性が高まっている。例えば、アジア開発銀行（Asian Development Bank。以下、「ADB」）は、パンデミック、気候変

[3] WHO, *Measuring greenhouse gas emissions in health systems*, 2025.

動及び災害の重なりを前提に、従来の分野別アプローチから統合型投資への転換、低炭素かつ強靭な保健医療施設、データ活用、迅速な資金供給等の必要性を提起している。

JICA は、従来から日本の病院のコンセプト、知見や経験を活用し、患者中心の視点、ユニバーサルデザイン、自然光・風を取り入れた省エネ建築、現地適合性画などを重視してきたが、上記の状況変化を踏まえ、2024 年度に策定した保健医療サービス提供クラスター事業戦略、2025 年度に実施した「気候変動と保健」調査において、保健医療施設の気候変動への適応・緩和や健康危機への備え・対応体制強化を推進するために、執務参考資料やチェックリストを作成している。日本はライフサイクルコストを踏まえた施設計画・管理、防災・減災、災害医療、災害に強いインフラ整備等の分野で豊富な知見と技術を有しており、JICA も無償資金協力等において活用してきたが、今後は、国内外の最新の知見や好事例も取り込みながら、より気候変動への適応・緩和や健康危機への備え・対応体制を強化した保健医療施設計画、整備、運営に関するアプローチの検討を進めていく必要がある。

第2条　調査の目的と範囲

本調査では、保健医療施設に関する気候変動、パンデミックや自然災害等のリスクへの対応に関する国内外の政策・制度及び実践事例、新規技術を分析し、効率的かつ持続可能な保健医療施設計画、整備および運営管理に有効な取組と導入条件等を整理する。その上で JICA が取り組むべき新たなアイデアを検討し、JICA 事業に活用する執務参考資料の改訂・拡充を行う。また、今後の案件形成時等に使えるよう、JICA の取組やアプローチの説明に活用できる資料を作成する。

第3条　調査実施の留意事項

(1)調査の実施体制について

本案件の主管部署は人間開発部保健第一グループが担うが、本業務実施においては、関連部(無償資金協力部業務第三課、地球環境部、サステナビリティ推進室等)とも協議を十分行い、参画を得ながら実施する。外部関係機関(関連省庁、病院施設等)への調査や必要に応じた視察訪問の協力依頼は、受注者側で行う。要すれば JICA が協力依頼をサポートすることも可能である。

(2)調査対象機関・国

以下の機関を必須の調査対象機関とする。[4]

・WHO

・ATACH

・PAHO

・世界銀行

・ADB

・Healthcare Without Harm

（3）調査スコープ

本調査は、保健医療施設の整備・運営に関する、気候変動への適応・緩和や、災害・パンデミック等の公衆衛生危機への備え・対応について、調査・分析を行うが、災害には、自然災害以外にも、武力紛争による人道危機や事故等の CBRNE（Chemical, Biological, Radiological, Nuclear and Explosive：化学、生物、放射性物質、核及び爆発物）事案も含まれる。本調査において CBRNE は主眼ではないが、国際機関や災害医療分野では、「All-Hazards Approach（あらゆる危機への対応）」の考え方に基づき、統合的に管理する体制整備が推奨されていることから、政策レベルでは調査対象に含め、国際的動向として執務参考資料及び報告書において整理する。

第4条　調査の内容

（1）既存の JICA 戦略・参考資料等のレビューと、気候変動・災害・パンデミック対応に関する国際動向及び先進事例の調査・分析[5]

①JICA の保健医療サービス提供クラスター事業戦略、防災分野関連文書、「保健分野における気候変動対策およびプラネタリーヘルスに関する情報収集・確認調査」等の既往調査成果、執務参考資料をレビューする。2025 年以降の気候変動対応（適応・緩和）、ならびに近年の災害及び感染症流行への保健医療施設の対応に関連した国際動向を整理する。

[4] ここに挙げた機関以外に、本調査の実施に当たり調査が必要と考えられる機関がある場合は、調査対象としたい機関を理由とともに、技術提案書において提案すること。また、本調査において優先的に調査対象としたい国（数か国）とその理由についても技術提案書において提案すること。

[5] 気候変動（適応・緩和）、災害及びパンデミックへの保健医療施設の対応に関する国際動向及び先進事例を整理するに当たり、上記以外に調査対象とする国際機関・関係団体及び優先的に分析すべき対象国（数か国）について、その選定理由とともに技術提案書で提案すること。

②特に、酸素供給設備、コールドチェーン、感染症検査機器、遠隔医療システム、非常用通信機器、災害対応医療機材等に着目し、WHO、世界銀行、ADB、ATACH、Healthcare Without Harm 等の国際機関・関係団体、各国政府が策定した政策、ガイドライン、各種ツール及び取組事例を収集する。各国における実施状況、ガイドライン等の運用実態、実施事例を収集し、あわせて介入の有効性の判段基準やエビデンスを収集・分析する。

（2）JICA 事業のレビューと好事例の整理

③保健医療施設・機材に関連する JICA の執務参考資料をレビューする。（1）と執務参考資料等のレビュー結果を踏まえ、気候変動、災害及びパンデミック対応の観点から、以下に関する取組アプローチを整理する。

ア）病院運営管理（感染予防・管理（IPC）、事業継続計画（BCP）、人材育成、サプライチェーン管理、患者中心の視点、ユニバーサルデザイン、現地適合性計画等含む）

イ）災害レジリエンスの観点から、災害対応計画、緊急医療チーム（EMT）、病院機能継続（BCP）、緊急時指揮命令系統、病院間連携、人材育成、訓練・演習等

ウ）気候変動、災害及びパンデミック対応の観点から、耐震設計、洪水対策、熱波対策、非常電源、給排水施設、通信設備等の施設・設備面、自然光・風を取り入れた省エネ建築等

エ）医療機材の選定、調達、保守管理、保守管理人材育成及び機材に付帯する設備・システム等

④上記取組アプローチを加えた執務参考資料の観点から、主に 2000 年以降に実施した病院施設整備、医療機材整備あるいは病院機能強化を含む JICA 協力案件（無償資金協力、技術協力、円借款）をレビューし、取り組み状況やその効果、好事例を整理する。なお、現在 JICA では「全世界保健医療分野における技術協力と連携した資金協力戦略的活用のための情報収集・確認調査」を実施中のため、調査内容の重複が無いよう、調査開始前及び調査中に調整する。

（3）日本の知見の収集・分析[6]

⑤保健医療施設の気候変動（適応、緩和）、パンデミック対応に貢献しうる日本の政策・制度、ガイドライン、災害医療及び病院レジリエンスに関連する政策・運用実態、施設や機材の技術基準、ガイドライン、先進事例及び工法について、有効性、導入条件も含め、文献調査および厚生労働省、DMAT 事務局、災害拠点病院、大学病院、地方自治体、民間、病院設計事務所、ゼネコン、建築設備企業、医療機器メーカー、エネルギー関連企業、ICT 企業等へのヒアリングや、必要に応じた視察を通じて分析する。

[6] 保健医療施設の気候変動（適応、緩和）、災害、パンデミック対応に貢献しうる日本国内の先進事例について提案すること。なお訪問調査が望ましい場合には、訪問先候補とその理由を併せて提案すること。

（4）JICA 事業への導入方策の検討

⑥上記（1）から（3）の調査結果を整理し、保健医療施設機材の建設・改修、医療機材の整備及び運営強化、維持管理・スペアパーツ供給体制強化事業において気候変動緩和策・適応策、パンデミック対応を推進するための効果的な介入方策について、その有効性、導入効果、導入条件、導入に必要な初期投資額（施設整備費、機材調達費等）及び運用・維持管理・更新費用を含むライフサイクルコスト及び維持管理の難易度等を分析し、低中所得国への適用可能性を分析する。また、耐震設計、洪水対策、エネルギー・水供給の強靭化等における新規アイデアを検討、追加し、他国に紹介すべき日本国内で普及・浸透しており、国際的に特徴のある技術・製品及び病院 DX のアプローチを整理する。

⑦その結果を踏まえ、（2）に記載の執務参考資料の改訂・拡充を行う。これらについては、無償資金協力や有償資金協力、技術協力で、現実的に JICA が実施可能な枠組みとすること。

（5）対外説明・広報資料の作成

⑧気候変動（適応、緩和）、災害、パンデミック対応に関する国内外及び JICA の知見・事例を整理するとともに、日本の技術・製品及び病院 DX に活用可能な参考製品等を取りまとめ、案件形成や対外発信（ATACH 関連会合、プラネタリーヘルス国際会議を想定）に活用可能な広報資料（日・英）を作成する。

（6）関係者との協議及び成果品の作成

⑨JICA 関係部署（無償資金協力部、地球環境部、サステナビリティ推進室等）と十分な協議を行った上で、調査結果をとりまとめ、JICA 内部向け勉強会を開催する。また、勉強会等で収集した関係者のコメントを踏まえて報告書をまとめる。

⑩さらに今後の JICA 事業形成の参考となる執務参考資料の改訂・拡充および日本技術活用に関する参考製品リストを作成し、成果品を取りまとめる。

（7） 整理業務

⑪ファイナルレポート（和文）を作成し、監督職員に報告する。

第5条　報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

契約期間中の業務に関し、コンサルタント業務従事月報を作成し、毎月監督職員に提出する。

本業務完了時には、目次案に沿ってファイナルレポートを作成し、JICA 人間開発部に提出、報告をする。なお、ファイナルレポートを本業務の最終成果品とする。受注者は報告書の内容、分析結果の記載内容等については、当機構と事前に十分協議・確認すること。

報告書名	提出時期	言語
インセプション・レポート	業務開始後 10 日以内	和文
JICA 事業レビュー結果	2027 年 1 月 12 日(火)	和文
執務参考資料拡充版(案)(最終版)	履行期限末日	和文
広報資料(案)(最終版)	履行期限末日	和文、英文
ファイナルレポート	履行期限末日	和文

※全て電子データ形式で、JICA 人間開発部に提出。その際、PDF 版での提出のほか、元ファイル(ワード、エクセル、パワーポイント)も提出すること
※調査過程で収集した資料あるいは参照した URL は、資料目次も付けてリストにして提出すること。

※必要に応じ、インタビューや勉強会において本調査について説明する調査概要資料(和・英)は別途作成することとする。

第6条 「相談窓口」の設置
　発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙1:ファイナルレポート目次案

別紙1

ファイナルレポート目次案

注）本目次案は発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、決定する。

第1章　調査の概要
1-1　調査の背景
1-2　調査の概要
1-3　調査の目的
1-4　調査の実施方針
1-5　調査団構成と調査行程

第2章　保健医療施設に関する気候変動・災害・パンデミック対応に関する国際動向と事例
2-1　気候変動
2-2　災害（CBRNE 含む）
2-3　パンデミック
2-4　あらゆる危機への対応

第3章　JICA 事業のレビューと好事例
3-1　無償資金協力
3-2　有償資金協力
3-3　技術協力

第4章　日本の政策・制度、病院運営管理、施設・設備・機材及び関連技術
4-1　現状と課題、好事例
4-2　技術や製品の紹介、有効性や導入条件

第5章　提言
5-1　介入方策の有効性、導入条件、必要な体制及び低中所得国への適用可能性
5-2　日本国内で浸透している国際的に特徴のあるアプローチ
5-3　JICA が新たに取り組むべき保健医療施設の整備及び運営強化事業のアイデア

別紙2

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査対象とする機関・国とその理由について、プロポーザルにおいて提案すること。	第４条　調査の内容 (1)既存の JICA 戦略・参考資料等のレビューと、気候変動・災害・パンデミック対応に関する国際動向及び先進事例の調査・分析
2	保健医療施設の気候変動（適応、緩和）、災害、パンデミック対応に貢献しうる日本国内の先進事例について提案すること。なお訪問調査が望ましい場合には、訪問先候補とその理由を併せて提案すること。	第４条　調査の内容 (3)日本の知見の収集・分析

第3章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1)業務の工程

「第2章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2)業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体)7.00 人月

(現地渡航回数:0 回)

※　業務量については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3)業務従事予定者の経験、能力

別紙3　技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者:(業務主任者／〇〇　格付の目安(3 号)】

1)　対象国及び類似地域:全開発途上国

2)　語学能力:英語

(4)配付資料／公開資料等

1)配付資料

- JICA 事業による病院建設に関わる指針(2015 年)
- 保健医療サービス提供強化クラスターチェックリスト(2025 年)
- 保健分野における気候変動対策の執務参考資料(2026 年)

2)公開資料

- JICA グローバルアジェンダ保健医療
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/index.html
- JICA グローバルアジェンダ防災・復興を通じた災害リスク削減
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/disaster/index.html
- 保健医療サービス提供強化クラスター事業戦略
  https://www.jica.go.jp/activities/issues/health/_icsFiles/afieldfile/2025/05/02/honbun250502_1.pdf
- 「全世界保健分野における気候変動対策およびプラネタリーヘルスに関する情報収集・確認調査最終報告書」
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/1000056767.pdf
- 全世界保健医療分野における技術協力と連携した資金 協力戦略的活用のための情報収集・確認調査(2024-2026 年度)(QCBS-ランプサム型)公示情報
  https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/20240605_245279_1_02.pdf

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL:
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1)コンサルタント等の法人としての経験、能力

1)類似業務の経験

類似業務:保健政策、災害対応、保健医療施設機材等の各種業務

2)業務実施上のバックアップ体制等

（2）業務の実施方針等

1）業務実施の基本方針

2）業務実施の方法

1）及び2）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3）作業計画

上記1）、2）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4－3の「要員計画」は不要です。なお、様式4－4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ.1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（2）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4）その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（3）業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL:
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1. の「（2）国内業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等 を直接積算ください。

（2）本案件に係る業務量の目途

上記1.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（3）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章　入札の手続き」の「6.（2）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

また、上記の費目については、その他原価及び一般管理費等も提示ください。

その他原価及び一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

（4）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（5）旅費（航空賃）について

現地渡航は想定していません。

（6）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙3：技術提案書評価配点表

別紙3

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**
(1)類似業務の経験	6
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア)各種支援体制(本邦／現地)	3
イ)ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	**（70）**
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2)作業計画等	(5)
ア)要員計画	-
イ)作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	**（20）**
(1)業務主任者の経験・能力	**（20）**
1)業務主任者の経験・能力： 業務主任者／○○	**（20）**
ア)類似業務等の経験	10
イ)業務主任者等としての経験	4
ウ)語学力	4
エ)その他学位、資格等	2